

EU 関税制度

対日輸入適用税率 関税賦課一時停止措置 詳細

1. EUの関税賦課一時停止措置について

EU運営条約第31条に基づく関税賦課一時停止措置は、適用期間中に、域外からの輸入に対し数量を制限することなく、通常の間税率による課税を全てあるいは部分的に免除することを意味する、共通間税率（Common Customs Tariff）の例外措置の一つである。

関税賦課一時停止は、主に、企業の競争力強化、雇用創出およびEU域内産業の経済活動を活性化させるための措置である。関税賦課一時停止措置の対象製品となるのは、EU域内ないしトルコから入手できない原材料、半製品および部品である。代表的な措置は、「自主的間税停止」（次項目を参照）で、これ以外の関税賦課一時停止措置については、毎年改正される間税品目分類および間税率に関する規則（理事会規則2658/87の付属書Iの改正規則）を参照する必要がある。2019年に適用される間税品目分類および間税率は、欧州委員会実施規則2018/1602に記載されている。

欧州委員会実施規則2018/1602（2019年適用）

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1602>

欧州委員会による関税賦課停止措置に関するページのリンクは以下のとおり。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm

2. 自主的間税停止

(1) 適用法令

特定の農業・工業製品への自主的共通間税を一時的に停止し、規則1344/2011を廃止する2013年12月17日付理事会規則1387/2013（2013年12月28日付官報L354掲載）（規則722/2014、1341/2014、2015/982、2015/2449、2016/1051、2016/2390、2017/1134、2017/2467、2018/914、2018/2069により改正）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1387>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All consolidated versions」を参照）

特定の農業・工業製品への自主的共通間税を一時的に停止する規則1387/2013を改正する2018年12月20日付欧州理事会規則2018/2069（2018年12月28日付官報L331掲載）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018R2069>

理事会規則1387/2013（2014年1月1日適用開始）の付属書Iには、自主的共通関税の停止措置が適用される製品のリストが掲載されている。リストにはCNコード、TARICコード、製品の説明、自主的関税率、適用期限等の情報が含まれる。リストに掲載された製品は欧州委員会のイニシアチブや加盟国の新たな要請によって、毎年1、7月に見直し適用される。2019年1月1日適用開始の関税停止措置の対象品目リストは規則1387/2013の最新版の付属書及び理事会規則2018/2069の付属書で確認できる。

自主的関税停止と数量割当に関する欧州委員会通知（2011年12月13日付官報C363掲載）

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:363:0006:0017:EN:PDF>

欧州委員会は、自主的関税停止措置をEU理事会に提案するにあたってのガイドラインとして、2011年に自主的関税停止と数量割当に関する欧州委員会通知を公表している。

(2) 概要

自主的関税停止により、EU域内の企業は、域内で調達できない原材料や部品を通常の関税を課されることなく域外から輸入できる。なお、このような措置が数量制限のある物品に適用される場合は関税割当となる。

・自主的関税停止の対象製品

原則として、EU域内ないしEUと関税同盟を締結しているトルコの製造業者から入手できない（あるいは必要十分な数量が入手できない）原材料、半製品および部品のみが対象となり、EU域内でさらなる加工が行われることが条件となる。最終製品の部品として使用される完成品は、組立による付加価値が大きい場合、自主的関税停止の恩恵を受けることができる。また、生産過程で用いられる装置や材料は完成品であっても、明確に特定される製品の製造のために必要不可欠であるか、域内の企業の競争を阻害しない場合、同措置の対象となる。

また、自主的関税停止の措置が適用されたことで未収となる関税総額が年間1万5,000ユーロ以上である必要がある。一旦認定された措置はEU全体で適用されるため、既に措置が導入されていれば企業は個別に申請する必要はない。また、欧州委員会は既に認定された現行措置が条件を満たしていれば、措置を自動的に延長するよう提案するため、延長申請は不要である。1万5,000ユーロに満たない製品は、自動延長は行われなため、延長を望む企業は延長申請（5年間）を行う必要がある。これらの製品のリスト（CNコード10桁）を英国ビジネス・イノベーション・職業技能省（BIS）が下記ウェブページで公表しており、参照することができる。

<https://www.gov.uk/duty-suspensions-and-tariff-quotas>

以下のような状況にある製品については、欧州委員会は原則として関税停止を提案しない。

- 同一、同等、もしくは代替となる製品の域内での生産量が十分な場合
- 域内で生産されていない製品の場合、関税停止により、当該製品が組み込まれる最終製品に関する域内の企業間競争（ないし関連セクターの製品間の競争）を歪める結果をもたらすことになる場合
- さらに加工を行ったり、より大きな最終製品の一部を成すものではなく、最終消費者への販売を意図した最終製品
- 輸入製品が、域内輸入業者が第三国製造業者から当該製品を購入することを制限する排他的取引契約の対象となっている場合
- 製品を独占的な知的財産権（商標、工業デザイン、および特許など）を持つ関係者間で取引する場合
- 関税停止の恩恵をEU域内の製造・加工業者が享受できない場合
- EU域内の製造者向けに他の特別措置が存在する場合（再輸出加工など）
- 関税停止が他のEUの政策と一致しない場合（その他の特惠関税、自由貿易協定、アンチダンピング措置、数量割当、環境規制など）

EU原産、または特惠関税制度の対象となる第三国産の製品だけでは不十分な場合、不足分のみに限った割当制度、あるいは部分的な関税停止が認められる場合もある。

(3) 自主的関税停止の申請手続

欧州委員会は関税停止の申請が、共同体の経済上の利益に適うかどうか審査する。全ての申請はまず専門家で構成される経済関税質疑グループ（ETQG: Economic Tariff Questions Group）の委員が申請内容の妥当性をチェックし、その後年3回開かれるETQGの会合で慎重に協議されたうえで、対応措置を提案する。欧州委員会はこれを受けて年2回、新たな申請と製品・市場における技術的、経済的な動向を考慮しつつ、EU閣僚理事会（理事会）に対し現行リスト（理事会規則1387/2013の付属書）改定の提案を行う。

・自主的関税停止の申請を行うことができる事業者は以下のとおり。

- EUで事業を確立している企業
- 当該製品を製造において使用するEUの製造業者
- EUの製造業者を顧客とする流通業者（製造業者の代理として申請）
- EU域外ないしトルコ国外にあるEU企業子会社
- 上記の代理人（弁護士、会計士、コンサルタント）

・申請先

関税停止の申請は、申請者が加盟国当局に申請したものを、加盟国がその責任において申

請書の内容を確認したうえで欧州委員会に提出しなければならない。また、既に適用されている自主的関税停止の措置に不服がある場合も、加盟国当局を通して申し立てを行う。各加盟国当局のリストは下記リンクから入手できる。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/susp/faq/faqsusp.jsp?Lang=en#Who

・申請で求められる情報

申請に際しては、EU域内または特惠関税制度の対象となる第三国のサプライヤーから、当該製品、あるいは同等の製品、もしくは代替品を調達できなかったことの実証や、これらのサプライヤーから調達できなかったことにより未収となる推定年間関税額、現行輸入量の統計など詳細な情報提供が求められる。機密情報については、その旨を明記する（「ETQGのみ」、「欧州委員会のみ」など）。ただし、審査・協議に必要な情報が提出できない場合は、製造工程や化学式・組成など企業機密情報の保護が理由であっても、審査は行われなくなる。また、欧州委員会は加盟国当局に、理事会への提案の準備に際して、必要と考えられる追加情報を請求することができる。義務ではないものの、迅速な手続のため、申請者の本国語に加え、英語、ドイツ語ないしフランス語の翻訳を添えることが望ましい。

なお、必要情報は上記の2011年12月13日付ガイドラインに記載されている（加盟国当局に向けたガイドラインであるが、加盟国当局は企業が申請時に提出した情報を基にするため内容は同一である。英国の場合はBISが上記のウェブページで企業向けにガイドラインを発行している）。

パートI（欧州委員会 税制・関税同盟・監査・不正防止総局のウェブサイト上で公表）

1. 当該製品の合同関税品目分類（CN）コード（8桁、ないし現行の関税停止措置に対する変更申請の場合は10桁）
2. 関税基準を考慮した正確な製品説明（CNで使用されている用語や単位を記述に使用。化学品については下記のような国際的な命名規則を使うのが適切）
 - ・医薬品の国際一般名（INN：International Non-proprietary Names）
 - ・欧州化学物質関税インヴェントリ（ECICS：European Customs Inventory of Chemical Substances）
 - ・国際純正・応用化学連合（IUPAC：International Union of Pure and Applied Chemistry）命名法
3. 化学品（主にCNコード28および29）の場合：
 - (i) CUS番号（ECICSで使用される参照番号）
 - (ii) CAS番号（Chemical Abstracts Service Registry Number）
 - (iii) その他の番号
 - ・CUSおよびCAS番号はEUのデータベース（下記のリンク）で検索できる。該当するCUS

番号がない場合は「ECICSデータベースに該当なし」と記載する。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/ecics/chemicalsubstance_consultation.jsp

パートII（原則ETQGのメンバーのみに公開）

4. 製品商号、輸入する当該製品の用途、当該製品を組み込む最終製品のタイプ・用途、製造・加工方法（簡潔に説明）など
5. 化学構造式（化学品の場合のみ）
6. 当該製品が特許の対象かどうか、対象となっている場合は特許番号および発行当局名
7. 当該製品がアンチダンピング措置ないし相殺関税措置の対象かどうか。もし対象となっている場合は関税停止/関税割当を申請する理由
8. 同一、同等ないし代替製品の供給を受けるためにアプローチしたEU域内企業の名称・住所（関税割当の申請の場合は義務）、日付、アプローチの結果、これら企業の製品が不適切である理由
9. 関税割当の数量計算：申請者による当該製品の年間消費量、EU域内における年間生産量、申請する割当数量
10. 特記事項：(i) 類似の関税停止ないし関税割当について、(ii) 既存の拘束的関税情報（BTI：Binding Tariff Information）について、(iii) その他特記事項

パートIII（原則欧州委員会以外には非公開）

11. 欧州委員会への申請者（加盟国当局）の住所・連絡先
12. 申請適用1年目の年間輸入量予測：金額（ユーロ）および数量（およびCNコードで適用されている場合の補助単位）
13. 現行輸入量：申請年の前年（ないし最後に輸入を行った年）の金額および数量
14. 申請時の関税率（特惠協定・自由貿易協定が存在する場合はこれを含む）：第三国関税率、特惠関税率の適用の有無（有の場合は関税率も）
15. 推定年間未収関税額（ユーロ）
16. 申請する製品の原産国：EU域外の生産者の名称および国
17. EU域内の当該製品ユーザーの名称・連絡先
18. 輸入される製品が排他的取引契約の対象でない旨の当事者の宣言
添付資料：製品データシート、説明書など

・申請期限

欧州委員会への申請期限は毎年3月15日と9月15日の年2回で、事業者はこの期日より前に加盟国当局に届け出る必要がある。加盟国当局の申請期限は国によって異なるが、例えば英国は毎年2月24日と8月24日となっている。データや文書が不足している場合、申請者はETQGの第2回会合（6月および12月）までに追加提出することが認められているが、これに間に合わなければ欧州委員会は申請を却下できる。欧州委員会が審査で申請を受け入れた場合、3月

受付分および延長申請分は翌年の1月1日から、9月受付分は翌年7月から適用が開始される。

既に適用されている自主的関税停止の延長については、欧州委員会への申請期限は年1回、4月15日となっている。なお、関税割当の数量引上げ申請は、随時受け付けている。

申請時期（毎年）		新規・変更申請		延長申請
		第1期	第2期	
国内における申請期限（※英国の場合）		2月24日	8月24日	4月15日
欧州委員会への申請期限		3月15日	9月15日	4月15日
ETQGにおける審査	第1回会合	4月20日～ 5月15日	10月20日～ 11月15日	4月20日～ 5月15日
	第2回会合	6月5～15日	12月5～20日	6月5～15日
	第3回会合	7月5～15日	翌年1月20～ 30日	7月5～15日
	随意の追加会合	9月1～15日	翌年2月15～ 28日	9月1～15日
申請された関税停止ないし割当の適用開始		翌年1月1日	翌年7月1日	翌年1月1日